

経営者大型総合保障制度

会員企業さまの安定的な繁栄に向け、さまざまなリスクからトータルにお守りするためのプランをご用意しています。

Rタイプ

無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）

死亡・所定の高度障がいに対する保障を目的としたシンプルな保険です。
当面必要な保障を重視した更新型（5年・10年）です。

【保険料例】 死亡・高度障がい保険金：5,000万円、保険期間・保険料払込期間：10年（主契約のみ）

契約年齢 （男性）	A	B	A-B	(A-B) × 12
	団体月払保険料 （法人会の会員企業向け）	【参考】口座振替月払保険料 （一般企業向け）	【参考】月間差額	【参考】年間差額
40歳	11,550円	11,800円	▲ 250円	▲ 3,000円
50歳	22,900円	23,300円	▲ 400円	▲ 4,800円
60歳	55,250円	56,250円	▲ 1000円	▲ 12,000円

Lタイプ

無配当歳満期定期保険

最長100歳までの保障を確保できる保険です。
経過年数に応じた解約払戻金があり、将来の資金需要に対応できます。

【保険料例】 死亡・高度障がい保険金：5,000万円、保険期間・保険料払込期間：100歳（主契約のみ）

契約年齢 （男性）	A	B	A-B	(A-B) × 12
	団体月払保険料 （法人会の会員企業向け）	【参考】口座振替月払保険料 （一般企業向け）	【参考】月間差額	【参考】年間差額
40歳	99,150円	100,850円	▲ 1,700円	▲ 20,400円
50歳	131,400円	133,750円	▲ 2,350円	▲ 28,200円
60歳	190,400円	193,750円	▲ 3,350円	▲ 40,200円

Jタイプ

（無解約払戻金・無死亡給付金型）

無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

重大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）による所定の状態を保障する保険です。
保険期間は、更新型（5年・10年）・歳満期型から選択いただけます。

【保険料例】 重大疾病保険金：3,000万円、保険期間・保険料払込期間：10年（主契約のみ）

契約年齢 （男性）	A	B	A-B	(A-B) × 12
	団体月払保険料 （法人会の会員企業向け）	【参考】口座振替月払保険料 （一般企業向け）	【参考】月間差額	【参考】年間差額
40歳	17,010円	17,310円	▲ 300円	▲ 3,600円
50歳	40,470円	41,190円	▲ 720円	▲ 8,640円
60歳	92,710円	94,530円	▲ 1,620円	▲ 19,440円

Tタイプ

無配当就業障がい保障保険
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合および不慮の事故による死亡を保障する保険です。
保険期間は、更新型(5年・10年)・歳満期型から選択いただけます。

【保険料例】 就業障がい・災害死亡保険金:3,000万円、保険期間・保険料払込期間:10年

契約年齢 (男性)	A	B	A-B	(A-B) × 12
	団体月払保険料 (法人会の会員企業向け)	【参考】口座振替月払保険料 (一般企業向け)	【参考】月間差額	【参考】年間差額
40歳	9,270円	9,420円	▲ 150円	▲ 1,800円
50歳	17,490円	17,790円	▲ 300円	▲ 3,600円
60歳	30,390円	30,900円	▲ 510円	▲ 6,120円

Mタイプ

無配当総合医療保険
(保険料払込中無解約払戻金型)

ケガ・病気による入院・所定の手術および放射線治療を保障する保険です。
保険期間は、更新型(5年・10年)・歳満期型・終身から選択いただけます。

【保険料例】 単位入院給付金:4万円、保険期間・保険料払込期間:10年 (主契約のみ)

契約年齢 (男性)	A	B	A-B	(A-B) × 12
	団体月払保険料 (法人会の会員企業向け)	【参考】口座振替月払保険料 (一般企業向け)	【参考】月間差額	【参考】年間差額
40歳	9,640円	9,840円	▲ 200円	▲ 2,400円
50歳	14,600円	14,880円	▲ 280円	▲ 3,360円
60歳	28,560円	29,080円	▲ 520円	▲ 6,240円

●Rタイプ[無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)]

お亡くなりになった場合、死亡保険金をお支払いします。また、所定の高度障がい状態になられた場合、死亡保険金と同額の高度障がい保険金をお支払いします。 ※この保険には、解約払戻金・満期保険金・配当金はありません。

●Lタイプ[無配当歳満期定期保険]

お亡くなりになった場合、死亡保険金をお支払いします。また、所定の高度障がい状態になられた場合、死亡保険金と同額の高度障がい保険金をお支払いします。 ※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

●Jタイプ[無解約払戻金・無死亡給付金型][無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)]

所定の重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金をお支払いします。 ※この保険には、高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金・満期保険金・配当金はありません。 ※「がんの給付責任開始の日」は、「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日です。 ※重大疾病保険金の支払対象となる「重大疾病」とは、約款所定の疾病をあらわすものであり、一般的に重篤とされるすべての疾病を含むものではありません。

●Tタイプ[無解約払戻金・無死亡給付金型][無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に就業障がい保険金を、不慮の事故によりその事故の日から180日以内にお亡くなりになった場合に災害死亡保険金をお支払いします。 ※災害死亡保障特則(無解約払戻金型保険用)が適用されています。 ※この保険には、高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金・満期保険金・配当金・保険料払込免除の取扱はありません。 ※就業障がい保険金または災害死亡保険金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複してお支払いしません。 ※災害死亡保障特則(無解約払戻金型保険用)を解約することはできません。

●Mタイプ[無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)]

入院した場合、1日あたり最大4万円をお支払いします。単位入院給付金を3千円から4万円まで選べますので、入院時の医療費や生活費のほか、経営者不在時の事業資金にもそなえることができます。 ※この保険には、死亡保険金・高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料払込期間中の解約払戻金はありません。 ※標準型の場合、災害入院給付金と疾病入院給付金の支払限度は、それぞれ1入院60日・通算1,095日です。 ※単位入院給付金額2万円超の取扱は、保険契約の型が「標準型」かつ経営者・役員・家族従業員を被保険者とした法人契約の場合に限ります。

◎更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢や保険料率で計算され、更新前に比べて通常高くなります。(更新型商品の場合)

◎解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。(解約払戻金がある場合)

◎団体月払保険料:契約者が所定の加入資格を満たした場合、団体料率が適用され保険料が割安となります。

ただし、加入資格を喪失された場合、契約は継続いただけますが、保険料が引上げられること等があります。

◎この資料は、平成30年4月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この資料は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありませんので、あくまで参考情報としてご覧ください。

ご検討・ご契約にあたっては、各商品の「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

<引受保険会社>

DAIDO 大同生命保険株式会社

本社(大阪)〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
(東京)〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
<https://www.daido-life.co.jp/>

<お問い合わせ先>

〒136-0071 江東区亀戸2-26-10-8F
TEL: 03-5626-6161

大同生命保険株式会社 東東京支社(担当:)